

年 月 日

## 公共(汚水)ます設置申請書

渋川市長 様

住所

申請者 氏名

電話

下水道工事に伴い、私有地内の汚水を下水道管に排水するため公共(汚水)ますの設置をお願いいたします。なお、設置にあたり下記条件を遵守いたします。

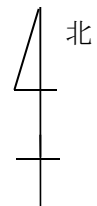
設置場所(地番)	渋川市 番地
建物の区分	一般住宅 事務所 工場 店舗 アパート 社宅・寮 病院 公共(汚水)ます(専用・共用)
土地所有者の承諾	公共(汚水)ますの設置を承諾する。 住所 氏名(自署)

### 1 設置の条件

- (1) 土地の使用は、公共(汚水)ますの存置期間とし使用料は無料とします。
- (2) 公共(汚水)ますが、長年の間に破損した場合の修繕及び詰まった場合の清掃は、市が行うものとなっておりますが、故意に壊した場合や異物などを流して詰ませた場合は、申請者の責任において修繕又は清掃します。
- (3) 公共(汚水)ますの周辺には、維持管理上支障となる工作物等は設置いたしません。
- (4) 公共(汚水)ますの設置後、私の都合でますの位置及び構造の変更、また、ますの撤去をする場合は、市の許可なくいたしません。また、その際の費用は自己負担でいたします。

### 2 設置に伴う協議事項

### 3 公共(汚水)ます設置場所位置図(別紙も可)



添付書類 案内図・設置場所位置図(上記記入の場合は不要)・公図・土地の登記事項証明書

(注) 添付書類は市で本管工事にあわせて公共(汚水)ますを設置する場合のみ不要とします。  
農地転用の場合は、農地転用許可書または建築確認の写し等を添付してください。

## 公共(汚水)ます設置申請書提出にあたって

公共(汚水)ます設置は、市で施工いたします。  
公共(汚水)ます設置についての要点を略記しましたので、参考にしてください。

### 公共(汚水)ますの設置場所

- (1) 公衆用道路と宅地(民地)の境界線より1.0m以内の宅地内に設置いたします。
- (2) ますの設置が困難と思われる場合は、ますの設置はせず宅地内までの取り出し管だけを施工しておいて家屋(又は土地)所有者が宅地内の排水設備の工事をするときに、市で公共(汚水)ますだけの設置工事を施工いたします。

お問い合わせ 渋川市役所 上下水道局 業務課  
電話 22-2111(代表)  
22-2120(直通)